

7林政産第86号
令和7年11月18日

木材関係団体 御中

林野庁林政部木材産業課長

林業・木材産業における適正取引推進ガイドラインの策定について

平素より森林・林業・木材産業行政の推進に関し、格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、我が国経済は、長年続いたデフレ経済を脱却し、賃上げと投資が牽引する「成長型経済への転換」の実現に向けて、重要な局面を迎えており、賃上げ原資確保の重要な要素である価格転嫁・取引適正化を進めることが必要不可欠となっています。

こうした中、林業・木材産業においては、物価高騰や人材不足の深刻化、安全対策の徹底等による各種コストの上昇が続く一方、住宅分野における木材需要の減少等により、必要なコストを価格に転嫁しにくい状況にあり、木材を持続的・安定的に供給していくためには、サプライチェーンの各段階における価格転嫁に業界全体で取り組んでいく必要があります。また、令和7年6月に、取引実態等に関するアンケート調査を行ったところ、木材の取引において、長年の取引慣行である等の理由により、受注者の利益を損ね、価格転嫁を阻害する商慣習が存在することが明らかとなりました。

このような状況を踏まえ、今般、下請中小企業振興法（令和7年5月23日改正、令和8年1月1日施行。改正後は「受託中小企業振興法」に題名変更。）第3条第1項の規定に基づく振興基準に則り、「林業・木材産業における適正取引推進ガイドライン」を策定しました。

貴団体におかれでは、価格転嫁・取引適正化に向けて、下記についてご対応いただきますよう、お願い申し上げます。

記

1 本ガイドラインの周知・実践

本ガイドラインについて会員企業の皆様へ周知いただくとともに、個々の企業において、本ガイドラインに留意した取引を積極的に実践いただけるように依頼等を行っていただくようお願いします。

2 自主行動計画の策定・遵守

下請中小企業振興法に基づく振興基準に則り、自主行動計画の策定について検討を行っていただくとともに、自主行動計画を策定した業界におかれでは、その遵守を推進いただくようお願いします。

以上

(参考1) 関係法令等

○下請中小企業振興法（昭和45年法律第145号）（抜粋）

第3条 経済産業大臣は、下請中小企業の振興を図るため下請事業者及び親事業者のよるべき一般的な基準（以下「振興基準」という。）を定めなければならない。

○振興基準（抜粋）

本基準は、下請事業者又は親事業者の事業を所管する省庁（以下「事業所管省庁」という。）の担当大臣その他関係行政機関の長が、法の目的を達成するために行う指導及び助言の根拠となる考え方を示すとともに、事業所管省庁が業種別に策定する「下請適正取引等の推進のためのガイドライン」（以下「業種別ガイドライン」という。）の策定又は改定に当たり参照されるものである。

第8 下請取引の機会の創出の促進その他下請中小企業の振興のため必要な事項

7 業種別ガイドライン及び自主行動計画

- (1) 業種に応じて下請取引の実態、取引慣行等は異なることから、親事業者及び下請事業者は、適正な取引条件及び取引慣行を確立するため、事業所管省庁が策定した業種別ガイドラインを遵守するよう努めるものとする。その際、親事業者は、マニュアル、社内ルール等を整備することにより、業種別ガイドラインに定める内容を自社の調達業務に浸透させるよう努めるものとする。
- (2) 事業者団体等は、親事業者及び下請事業者の間の個々の取引の適正化を促すとともに、サプライチェーン全体の取引の適正化を図るため、本基準及び業種別ガイドラインに基づく活動内容等を踏まえた「自主行動計画」を策定し、それにに基づく取組結果を継続的にフォローアップするとともに、当該フォローアップの結果を踏まえ、「自主行動計画」を定期的に改定するよう努めるものとする。親事業者の取組はサプライチェーン全体に大きな影響を与えることから、親事業者は、こうした事業者団体等の取組に対し積極的に協力するものとする。また、「自主行動計画」を策定していない事業者団体等は、その策定に努めるものとする。

(参考2) 「取引適正化」と「付加価値向上」に向けた自主行動計画（中小企業庁HP）

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/koudoukeikaku.html>

担当：林野庁林政部木材産業課
流通班 高橋、尾近
連絡先：03-6744-2290